

東京都中央区月島三丁目一番一号
 五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象に、自然環境の再生・保全とともに、人間社会のあり方、特に人々の自立心を養い、また、人々との連帯感を高めるセミナー等啓発的な諸活動を行い、もって、わが国社会の発展と人々の生活の安定に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日中青少年スポーツ協会
- 三 代表者の氏名
中本 洋一
- 四 主たる事務所の所在地
東京都中央区銀座六丁目十二番十五号 いちご銀座六
一二ビル七階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、日中両国の青少年に対して、スポーツに

関する育成や交流を行うことで、両国の友好の促進に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子ども自然探検隊空飛ぶ三輪車
- 三 代表者の氏名
土屋 敬一

主たる事務所の所在地

東京都東村山市野口町三丁目七番地五

五 定款に記載された目的

本法人は、児童福祉の理念に基づき、地域の保育を必要とする乳幼児や親を中心に広く一般市民に対し、「空飛ぶ三輪車の方針」を継続する姿勢のもと保育を提供するとともに、地域の子育て支援事業、環境教育事業、地域の環境形成・保持に関する事業、地域交流事業、普及・啓発事業等を行い、もって、子どもの健全育成と地域福祉の充実を図り、将来の社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年七月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エンジェル・ハート・ライフ
- 三 代表者の氏名
佐藤 勝男
- 四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東小岩六丁目六番二号
 五 定款に記載された目的

この法人は、難病の現状、患者の実態、家族や職場また地域コミュニティにおける対応の改善方法に関する情報収集と提供に関する事業を行い、広く市民の健康増進を通じて公共の福祉に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九條第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称
特定非営利活動法人アールディーエージャパン
 - 二 代表者の氏名
中田 順寿
 - 三 主たる事務所の所在地
東京都町田市真光寺町三百二番地二十五
- 仮認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二

条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があつたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

二 代表者の氏名

舩山 史郎

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町一丁目六番地九 D I K 麹町ビル

九〇一

四 その他の事務所の所在地

静岡県三島市芝本町七十一

仮認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十二条において準用する同法第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人自立の家

二 代表者の氏名

宮坂 知孝

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区豪徳寺一丁目四十一番六号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 氏名

星野 治衛

二 住所

小金井市前原町三丁目四十番十三号

土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第一項の規定による東京都計画事業汐留土地区画整理事業の換地処分の通知について、別表に記載する者に対する通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第三百三十三條第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都計画事業汐留土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 舩 添 要 一

別表

権利者の住所氏名	従前の土地						換地処分後の土地						清算金(円)	摘要						
	区町丁目	地番	地目	地積(m ²)	所有権以外の権利又は処分の制限			権利価額(円)	街区番号	区町丁目	地番	地目			地積(m ²)	所有権以外の権利又は処分の制限			権利価額(円)	清算金精算額(円)
					種類	部分	符号									地積(m ²)	種類	部分		
香港九龍 ツェンカ ンオー ンジャ ンジョ ンター ンター10、 16C	港区 東新橋 一丁目	5-49	宅地	1,419.57 (1,419.58)				2,340,695,768	8	港区 東新橋 一丁目	13-4	宅地	1,111.04				3,883,835,448	東京ワンバークス L-3213		
	港区 東新橋 一丁目	5-51	宅地	1,139.46 (1,139.47)				1,878,831,640	8	港区 東新橋 一丁目	13-8	宅地	809.30				2,829,051,873			
	港区 東新橋 一丁目	5-82	宅地	14,254.51 (14,254.51)				23,503,784,516	8	港区 東新橋 一丁目	13-2	宅地	6,723.03				23,501,541,389			
	港区 東新橋 一丁目	5-83	宅地	409.30 (409.30)				674,879,026	8	港区 東新橋 一丁目	13-6	宅地	193.17				675,261,786			
	港区 東新橋 一丁目	5-84	宅地	5,520.70 (5,520.70)				9,102,899,917	8	港区 東新橋 一丁目	13-1	宅地	984.24				3,440,585,512			
	港区 東新橋 一丁目	5-85	宅地	830.80 (830.80)				1,369,876,298	8	港区 東新橋 一丁目	13-7	宅地	391.86				1,369,814,177			
	港区 東新橋 一丁目	5-86	宅地	1,896.77 (1,896.77)				3,127,521,428	8	港区 東新橋 一丁目	13-10	宅地	895.29				3,129,646,712			
	港区 東新橋 一丁目	5-88	宅地	156.03 (156.03)				257,275,041	8	港区 東新橋 一丁目	13-9	宅地	534.24				1,867,530,862			
	港区 東新橋 一丁目	5-93	宅地	152.65 (152.65)				251,701,042	8	港区 東新橋 一丁目	13-5	宅地	518.33				1,811,914,784			
	港区 海岸 一丁目	1-22	宅地	6,274.57 (6,324.85)				11,904,614,638	8	港区 東新橋 一丁目	13-3	宅地	3,405.06				11,902,990,021			
	計							54,412,079,314									54,412,172,564			
																			-93,250 (-105)	
																			-93,250 (-105)	

(注1) 地積欄の()内は基準地積です。
(注2) 清算金額の()内は共有持分に応じた金額です。

教示 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別表

権利者の住所氏名	従前の土地					換地処分後の土地					清算金額(円)	摘要		
	区町丁目	地番	地目	地積(m ²)	権利価額(円)	街区番号	区町丁目	地番	地目	地積(m ²)			権利価額(円)	清算金額(円)
港区 東新橋 一丁目 10番2-701号 大野千春	港区東新橋一丁目	5-49	宅地	1,419.57 (1,419.58)	2,340,695,768	8	港区東新橋一丁目	13-4	宅地	1,111.04	3,883,835,448	東武インバース R-701		
	港区東新橋一丁目	5-51	宅地	1,139.46 (1,139.47)	1,878,831,640	8	港区東新橋一丁目	13-8	宅地	809.30	2,829,051,873			
	港区東新橋一丁目	5-82	宅地	14,254.51 (14,254.51)	23,503,784,516	8	港区東新橋一丁目	13-2	宅地	6,723.03	23,501,541,389			
	港区東新橋一丁目	5-83	宅地	409.30 (409.30)	674,879,026	8	港区東新橋一丁目	13-6	宅地	193.17	675,261,786			
	港区東新橋一丁目	5-84	宅地	5,520.70 (5,520.70)	9,102,899,917	8	港区東新橋一丁目	13-1	宅地	984.24	3,440,585,512			
	港区東新橋一丁目	5-85	宅地	830.80 (830.80)	1,369,876,298	8	港区東新橋一丁目	13-7	宅地	391.86	1,369,814,177			
	港区東新橋一丁目	5-86	宅地	1,896.77 (1,896.77)	3,127,521,428	8	港区東新橋一丁目	13-10	宅地	895.29	3,129,646,712			
	港区東新橋一丁目	5-88	宅地	156.03 (156.03)	257,275,041	8	港区東新橋一丁目	13-9	宅地	534.24	1,867,530,862			
	港区東新橋一丁目	5-93	宅地	152.65 (152.65)	251,701,042	8	港区東新橋一丁目	13-5	宅地	518.33	1,811,914,784			
	港区海岸一丁目	1-22	宅地	6,274.57 (6,324.85)	11,904,614,638	8	港区東新橋一丁目	13-3	宅地	3,405.06	11,902,990,021			
	計				54,412,079,314						54,412,172,564	-93,250 (-15) -93,250 (-15)		

(注1) 地積欄の()内は基準地積です。
(注2) 清算金額の()内は共有持分に応じた金額です。

告示 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)
2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別表

権利者の住所氏名	従前の土地						換地処分後の土地						清算金(円)	摘要						
	区町丁目	地番	地目	地積(㎡)	所有種以外の権利又は処分の制限			権利価額(円)	街区番号	区町丁目	地番	地目			地積(㎡)	所有種以外の権利又は処分の制限			権利価額(円)	
					種別	部分	符号									地積(㎡)	部分	符号		地積(㎡)
ピエー オーボ クス964 ロードク ラ、トル トーラ、英 ンブ株式 ナグ 諸島	港区 東新橋 一丁目	5-49	宅地	1,419.57 (1,419.58)				2,340,695,788	8	港区 東新橋 一丁目	13-4	宅地	1,111.04				3,883,835,448	東京ソインパークス R-4002		
	港区 東新橋 一丁目	5-51	宅地	1,139.46 (1,139.47)				1,878,831,640	8	港区 東新橋 一丁目	13-8	宅地	809.30				2,829,051,873			
	港区 東新橋 一丁目	5-82	宅地	14,254.51 (14,254.51)				23,503,784,516	8	港区 東新橋 一丁目	13-2	宅地	6,723.03				23,501,541,389			
	港区 東新橋 一丁目	5-83	宅地	409.30 (409.30)				674,879,026	8	港区 東新橋 一丁目	13-6	宅地	193.17				675,261,786			
	港区 東新橋 一丁目	5-84	宅地	5,520.70 (5,520.70)				9,102,899,917	8	港区 東新橋 一丁目	13-1	宅地	984.24				3,440,585,512			
	港区 東新橋 一丁目	5-85	宅地	830.80 (830.80)				1,369,876,298	8	港区 東新橋 一丁目	13-7	宅地	391.86				1,369,814,177			
	港区 東新橋 一丁目	5-86	宅地	1,896.77 (1,896.77)				3,127,521,428	8	港区 東新橋 一丁目	13-10	宅地	885.29				3,129,646,712			
	港区 東新橋 一丁目	5-88	宅地	156.03 (156.03)				257,275,041	8	港区 東新橋 一丁目	13-9	宅地	534.24				1,867,530,862			
	港区 東新橋 一丁目	5-93	宅地	152.65 (152.65)				251,701,042	8	港区 東新橋 一丁目	13-5	宅地	518.33				1,811,914,784			
	港区 東新橋 一丁目	1-22	宅地	6,274.57 (6,324.85)				11,904,614,638	8	港区 東新橋 一丁目	13-3	宅地	3,405.06				11,902,990,021			
	計							54,412,079,314									54,412,172,564			
																			-93,250 (-115)	
																			-93,250 (-115)	

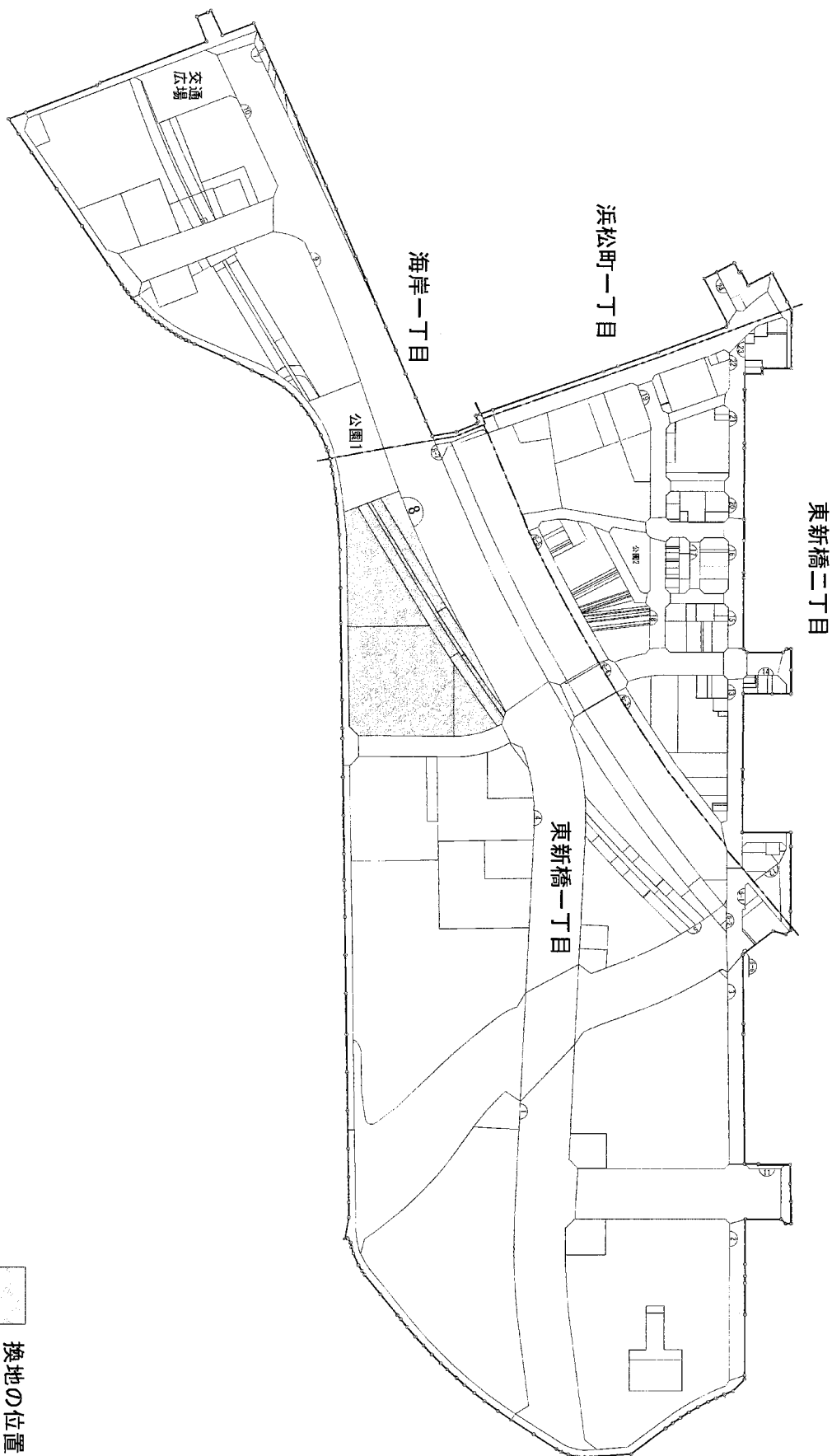
(注1) 地積欄の()内は基準地積です。
(注2) 清算金額の()内は共有持分に依じた金額です。

教示 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。)

2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

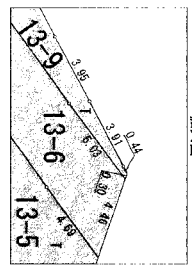
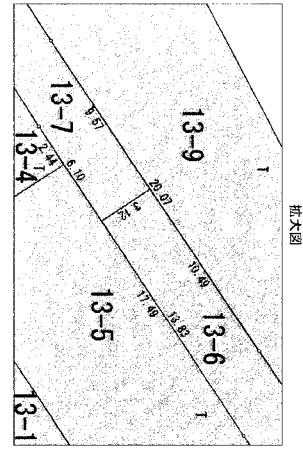
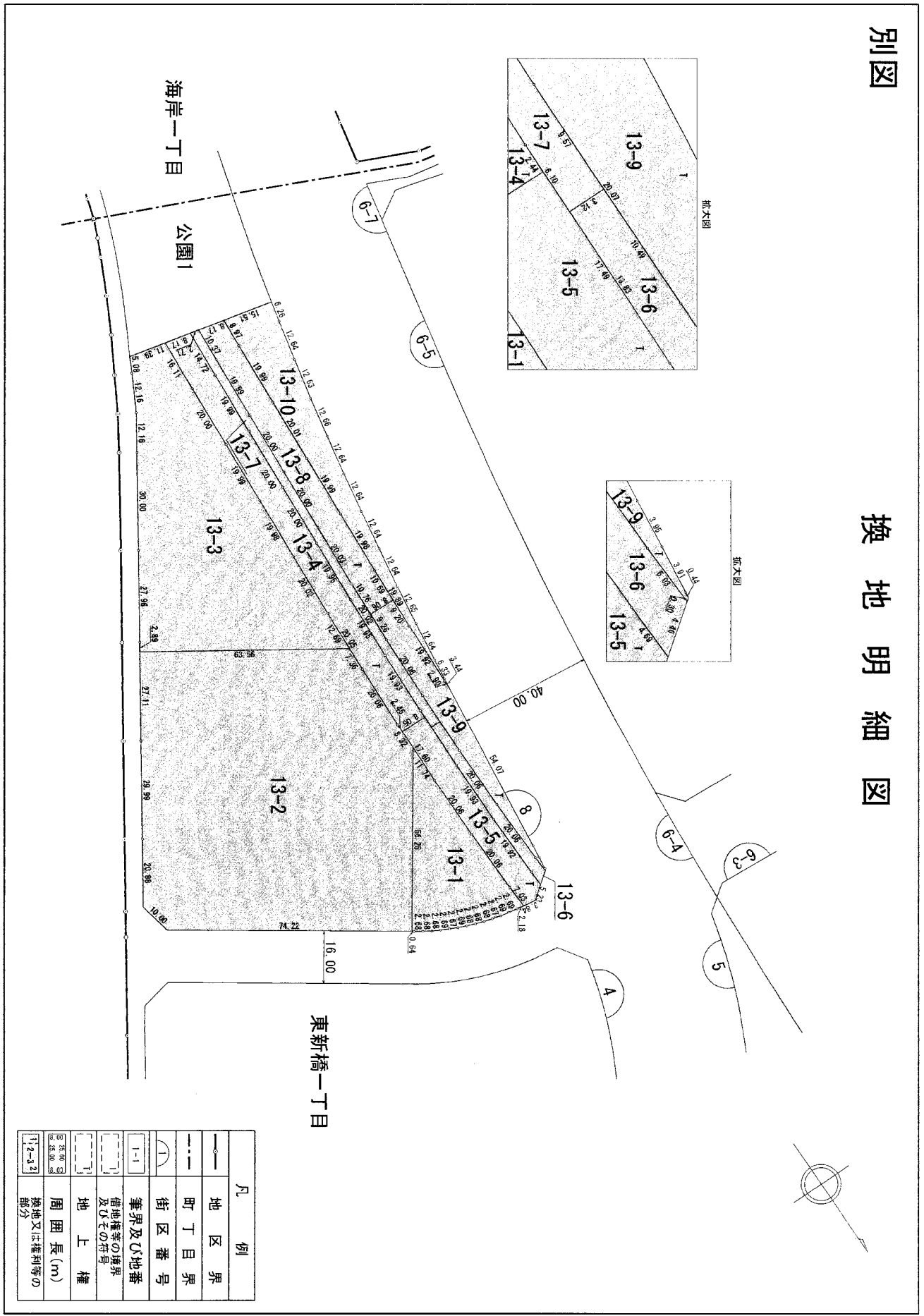
別図

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業
案内図



別図

換地明細図



凡 例	
—	地区界
- - -	町丁目界
○	街区番号
□	筆界及び地番
□	地地種等の境界及びその符号
□	地上権
□	周 圍 長 (m)
□	換地又は権利等の部分

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名

東村山市恩多町三丁目四十四番二、同番二十、同番二十一及び同番二十四 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史
 小金井市前原町五丁目八百五十二番八及び千二十番一 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ツジカワビルディング
- 二 店舗所在地 板橋区赤塚二丁目八番五号
- 三 設置者名 有限会社つじかわ
- 四 店舗面積の合計 平成二十七年六月三十日
が千平方メートル

ル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したもので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 和田Uビル
- 二 店舗所在地 多摩市大字和田千四百三十四番地一ほか
- 三 設置者名 由木 勉
- 四 意見
- ア 聴取者 多摩市長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 平成二十七年九月一日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十七年九月十六日から同年十月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり

公表する。

平成二十七年九月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

平成27年8月分

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
動物の 排せつ物	小林キヨ	鶏糞一有機肥料	2.4	13.3	3.9	37	101	10.7	8	21.4	
堆肥	有竹満次	有竹堆肥	2.0	2.8	2.2	21	157	1.6	15	58.6	
動物の 排せつ物	中村豊	有機倶楽部	3.3	7.5	2.4	28	76	7.1	10	20.9	
動物の 排せつ物	中島正	牛ふん	1.1	1.0	1.6	24	205	2.4	21	18.4	
堆肥	加藤雅孝	牛糞堆肥 大地	1.3	0.8	1.3	18	125	1.5	20	32.9	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

正 誤

○平成二十七年八月二十五日付東京都告示第千三百九号

ページ一段一行一誤正

下	中	後から
十一	三	
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類	「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類	西多摩郡檜原村字倉掛九三四〇番、九四〇七番、九四一二番イ（次の図に示す部分に限る。）
		西多摩郡檜原村字倉掛九三四〇番、九四〇七番

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。